



羽の情報便

個人の都民税・区市町村民税

経営者の皆様のもとには、すでに住民税の納付書が届いている事と思います。
「あれ？高いな？」「間違っていない？」と感じていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか？

そこで、今回は住民税についておさらいしてみたいと思います。

個人の都府県民税と区市町村民税をあわせて、一般に「個人住民税」と呼ばれています。
都府県、区市町村が行う住民に身近なサービスに必要な経費を、住民のその能力(担税力)に応じて広く分担してもらうものです。

個人の住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」、預貯金の利子等に課税される「利子割」、一定の上場株式等の配当に課税される「配当割」、源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される「株式等譲渡所得割」からなっています。

東京都を例にとってみると、所得割と均等割については、1月1日現在、都内に住んでいる方が課税対象で、各区市町村が都民税と区市町村民税とを合わせて徴収します。

1. 納める額は？

①所得割額：(前年の総所得金額等－所得控除額)×税率－税額控除額

課税所得金額	税率	
	都民税	区市町村民税
一律	4%	6%

(注意)平成19年度に、国(所得税)から地方(住民税)へ税源移譲が行われたことに伴い、平成19年度から、都民税と区市町村民税を合わせて一律10%の税率となりました。

②均等割額：都民税額(1,000円)＋区市町村民税額(3,000円)

2. 納める時期と方法は？

- ①給与所得者以外：区市町村から送付される納税通知書で、年4回に分けて納めます。(普通徴収)
②給与所得者：6月から翌年5月までの毎月の給与から天引きされます。(特別徴収)



3. 申告はどのように？

毎年3月15日までに、前年1年間の所得を1月1日現在の住所地の区市町村に申告します。
但し、所得税の確定申告をされた方は申告の必要はありません。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！(<http://www.mag2.com/>) ■melma！(<http://melma.com/>)

7月の税務カレンダー

7月（市町村の条例で定める日）
固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

7月10日（木）
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日（火）
所得税の予定納税額の減額申請

7月31日（木）

個人の道府県民税および市町村税の特別徴収税額の通知

5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例1 : 食堂 (38.90%の削減に成功)

合理化前		合理化後	
契約種別	従量電灯+低圧電力	契約種別	低圧高負荷契約
年間の電気料	610,172円/年	年間の電気料	372,752円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 237,420円 10年間で 2,374,200円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも当社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり (12)



■ 馬券税

昭和17年に馬券に金額の10%を課するとともに、勝馬の払戻金にも10%が課税される馬券税がありました。時代は流れ、今から5年程前に横浜市が市内にある2カ所の場外馬券場で賦課する「場外馬券税」が発案されましたが総務省の同意が得られず断念しました。



■ 領外婚姻税

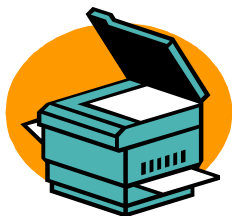
11～12世紀のフランスでは「領外婚姻税」があり、女性が他の領主の下にいる男性と結婚する場合には、嫁入道具の価格に2.5～5%の税率で課税していました。労働力が流失することを嫌ってできた税金と言われています。

お客様からのQ & A

知人の会社と同居している事務所で利用するコピー機を購入しました。両社で折半にした場合、十万円未満なので消耗品費とできますか？

共同の事務所を営む個人事業主が折半で什器や事務機などを購入した場合、減価償却の判断は、各個人事業主ごとに行われますので、結論としては十万円未満であれば、消耗品費として全額必要経費として算入できます。

この判断は、償却資産税の際にも適用されます。償却資産税の評価額の合計が百五十万円かどうかも同様です。で、二人の共同事務所の場合、三百万円近い物品を折半で購入しても償却資産税は課税されません。購入金額が安く済むうえ、大きな節税対策にもなります。



税金まめ知識（第12回）必要経費とは

個人事業の場合、事業資金とプライベートのお金が混在しがちですが、必要経費を正確に定義すると、「収入獲得のために必要な販売費、管理費、その他の費用」ということになり、事業の収入獲得のために必要なものかどうか？が判断基準になります。今号では、以下判断に迷いそうなものをいくつかピックアップしてみましたので参考にしてください。

• 自宅家賃、水道光熱費

自宅を事業で使用している場合、事業の使用面積割合に応じて必要経費にできます。

• 所得税、住民税、事業税、自宅の固定資産税

事業税は、全額必要経費とできますが、所得税と住民税は認められません。

自宅の固定資産税は、事業の使用面積の割合に応じて必要経費にできます。

• 国民年金、国民健康保険税

必要経費にはなりません。所得控除として申告できます。

• 作業服、スーツ代、靴代

作業服や安全靴など業務上必要な服飾品は必要経費とできます。プライベートでも身に付けるスーツや革靴などは認められません。スーツの胸元に屋号を刺繍するなどすれば必要経費とすることも可能です。

• 車両関連費

自動車の減価償却費、修繕費、高速代、ガソリン代は、事業で使用している割合分が必要経費になります。

• 英会話学校、スポーツクラブ

業務上、外国人との接客が必要で英会話が不可欠と判断される場合は、必要経費として認められる可能性があります。スポーツクラブについては、特別なケースを除き事業に必要なものとは判断されません。

• 駐車違反の罰金、レッカー代

業務上の理由で駐車違反をした場合、レッカー代は必要経費とできますが、罰金は認められません。

• 事業借入金

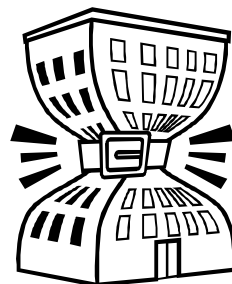
借入金の返済額のうち、利息については必要経費となりますが、元金の返済額はなりません。

• 町内会費

自宅を事業としている場合は、使用割合について必要経費となります。事業用の店舗や事務所の場合は、全額必要経費となります。尚、ロータリークラブのような個人的な趣旨のものは認められません。

• 延滞税など税金のペナルティ

所得税の延滞による利子税は、事業所得、不動産所得、山林所得に対する金額のみ必要経費になります。





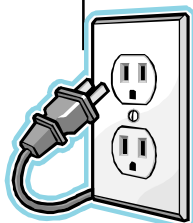
今月のコラム

今年ももうすぐ暑い夏がやってきますが皆様いかがお過ごしですか？

七月は例年に比べて雨も少ないように思います。少し張り切って買い込んだ数本の新しい傘もあまり外へ行く機会がなくて寂しそうに玄関の傘立てで出番を待っています。

もう値上げの話はいよいよと言われそうですが、今月からガソリンがまた値上げされましたね。それから肥料が大幅に値上がりしています。「肥料」が値上げになると当然「野菜」も値上げです。そうするとお昼の「野菜炒め定食」も上がります。定食屋さんで「野菜炒め定食」が上がっても「肥料」は上がりそうにないですが、逆ですからこれはしょうがないかも知れません。

当社では、昨今のエコブームの影響か、お客様からの電気代削減サービスのお問い合わせがとて増えています。しかし、エコとかCO2削減という掛け声だけでなく、とうとう東京電力も燃料費高騰を理由に九月から約二年ぶりに料金基準の抜本的な改定を行うと発表がありました。年明けの一月より請求書ベースで大幅な値上げとなりそうです。ぜひ一度、当社の無料の診断サービス（契約見直しシミュレーション）もご利用になってみてはいかがでしょうか。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



夏休みもすぐやってきます。
お仕事頑張りましょう！

